

山中湖村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 5,852	千円 5,232,220	千円 391,682	千円 731,969	% 13.99	% 14.86

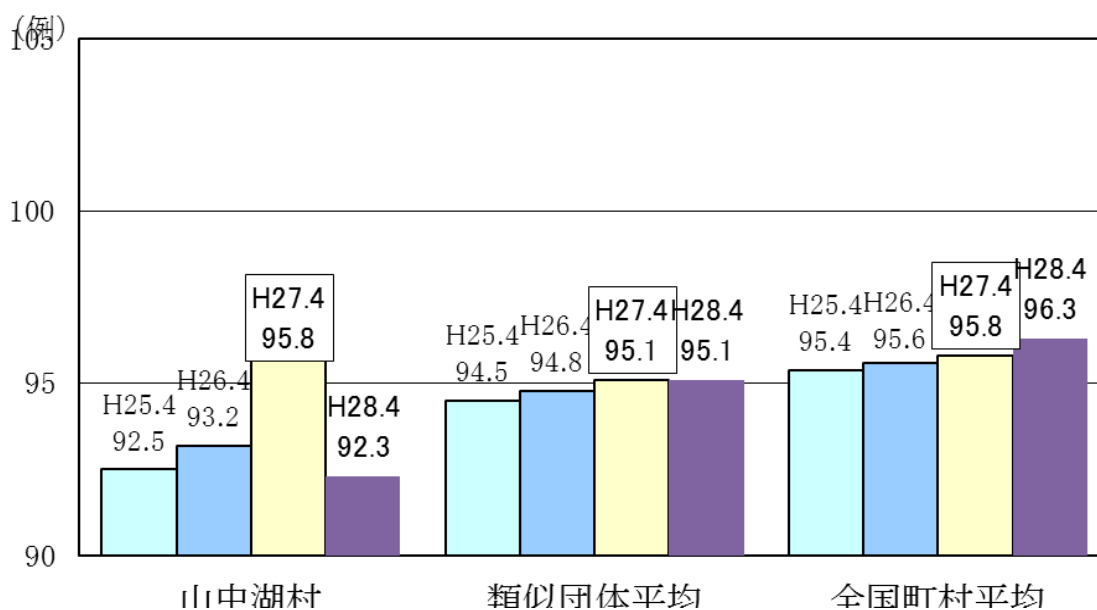
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人 81	千円 316,356	千円 48,181	千円 119,546	千円 484,083

(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) II-2 平均一人当たり給与費
千円 5,976	千円 5,560

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ ○年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況（人事委員会未設置のため記載なし）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B (%)	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月 4.3

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し（支給該当なし）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準●%に対し、△△市においても●%を支給。

（実施時期）【記入例】平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%、平成28年4月1日時点は3%を支給。

（参考）

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%
△△市の支給割合	0%	1%	2%	3%

③その他の見直し内容

【記入例】管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山中湖村	42.8歳	302,703円	356,858円	330,428円
山梨県	43.2歳	336,665円	416,160円	375,388円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.2歳	304,939円	350,196円	331,494円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山中湖村	51 歳	6 人	275600 円	294394 円	291210 円	—	—	—
うち清掃職員	47.9 歳	3 人	285960 円	296824 円	294766 円	廃棄物処	45.3 歳	290300 円
うち学校給食	53.4 歳	2 人	283900 円	310000 円	310000 円	調理士	44.2 歳	281900 円
うち自動車	55.4 歳	1 人	228000 円	287440 円	246586 円	自動車運転手	64.3 歳	214400 円
山梨県	51.3 歳	116 人	350041 円	398661 円	376438 円	—	—	—
国	50.4 歳	2876 人	287447 円	—	329358 円	—	—	—
類似団体	50.7 歳	5 人	277058 円	301929 円	289229 円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山中湖村	—	—	—
うち清掃職員	4867888 円	3968100	
うち学校給食	4994000 円	3730500	
うち自動車	4457280 円	2706700	

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成〇～〇年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
〇〇市	歳	円	円
〇〇県	歳	円	円
類似団体	歳	円	円

④ 看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山中湖村	39.0 歳	286,450円	316,316円	298,997円
山梨県	42.5 歳	351,170円	402,908円	373,183円
国	46.9 歳	314,264円	—	346,820円
類似団体	42.7 歳	293,794円	334,094円	306,152円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		山中湖村	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	151,500円	—
	中学卒	134,000円	134,000円	—
教育職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—
看護保健職	大学卒	205,200円	212,100円	—
	高校卒	円	円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	257,800円	322,500円	371,600円	383,900円
	高校卒	199,300円	309,900円	319,300円	353,000円
技能労務職	高校卒	円	円	280,100円	261,800円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
〇〇職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

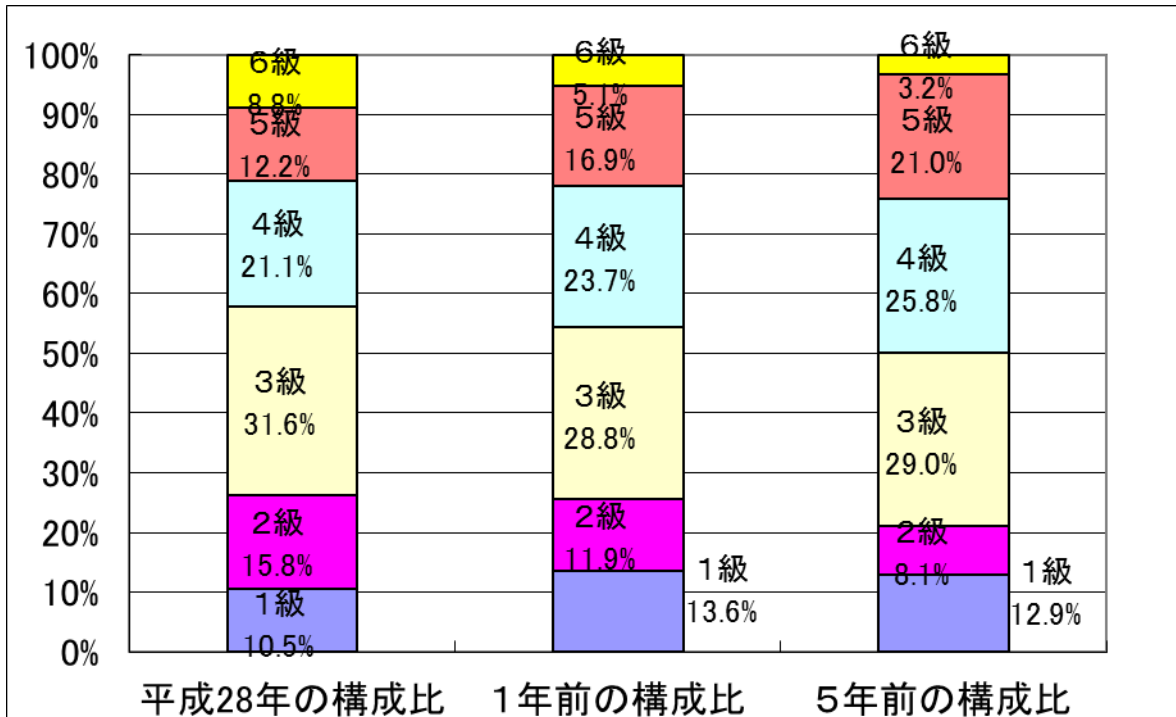
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	参事課長	4人	6.8%	317000円	409000円
5 級	課長 会計管理者 課長補佐	10人	16.9%	286200円	391800円
4 級	課長補佐 主幹係長 主幹	7人	11.9%	259900円	379800円
3 級	副主幹係長 副主幹 主査	19人	32.2%	226400円	348800円
2 級	副主査 主任	8人	13.6%	190200円	303000円
1 級	主事	11人	18.6%	140100円	246100円

(注) 1 山中湖村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	山中湖村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山中湖村	山梨県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,444千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,570千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.6月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	山中湖村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

山中湖村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分25.55625月分 勤続25年 29.145月分34.5825月分 勤続35年 41.325月分49.59月分 最高限度額 49.59月分49.59月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分25.55625月分 勤続25年 29.145月分34.5825月分 勤続35年 41.325月分49.59月分 最高限度額 49.59月分49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 千円 千円	(割増率2～45%)

(注) 対象職員が少ない支給額については個人情報の観点から平均支給額等の公表は差し控えている。

(3) 地域手当（28年4月1日現在）支給実績なし

支給実績（○年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	0%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			○○.○ (●●.●)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）支給実績なし

支給実績（27年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		0%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
手当			千円	日額 円
手当			千円	1件当たり 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	21,992千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	293千円
支給実績（27年度決算）	17,658千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	255千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (27年度決算)	支給職員1人当 り 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給 ①配偶者13000円 ②その他2人まで6500円 満16歳以上満22歳年度末までの間にある子5000円加算	同	なし	9973千円	262447円
住居手当	住宅等を借受け12000円以上の家賃を支払っている職員に支給 ①家賃23000円以下 家賃-12000円 ②23000～55000円 (家賃-23000円) /2 + 11000円 上限27000円	同	なし	2292千円	286500円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃相当額を限度内で支給。自動車の場合2km以上で支給	同	なし	3667千円	50930円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同	なし	11500千円	500000円
寒冷地手当	11月から3月までの各月の初日に在勤する職員に区分に応じて支給 世帯主で扶養あり17800円 世帯主で扶養なし10200円 その他の職員 7360円	同	なし	5083千円	58436円
児童手当	中学生以下の児童を扶養している職員に対し6月10月2月に年齢に応じ支給	同	なし	3600千円	171428円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	560,000 円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円 / 380,000円	
	副 市 町 村 長	490,000 円 () 円)	710,000 円 / 426,300円	
報 酬	議 長	205,000 円 () 円)	360,000円 / 205,000円	
	副 議 長	175,000 円 () 円)	320,000円 / 175,000円	
	議 員	155,000 円 () 円)	300,000円 / 155,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.1月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	560,000円×在職年数×0.42	11,289,600円	任期ごと
		490,000円×在職年数×0.25	5,880,000円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

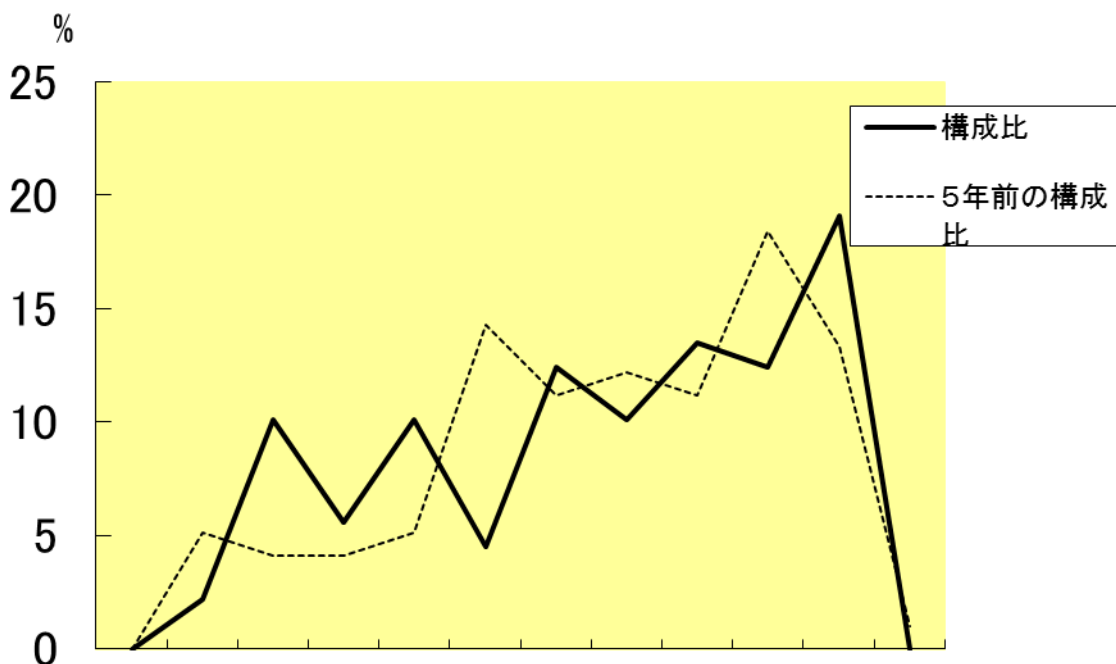
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般会政部門	議会	1	1	△ 1	事務の見直し
		総務	24	24		
		税務	4	4		
		農水	3	3		
		商工	9	8		
土木		2	2			
民生	22	22	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 123人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.08人)		
衛生	8	8				
	計	73	72			
	教育部門	8	9	1	学校統合事務の増	
	消防部門					
	小計	81	81		<参考> 人口1万人当たり職員数 138.4人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 130.29人)	
公営企業等部門	水道	水道	1	1	1	社会福祉士の導入
		下水	1	1		
		国保	2	2		
		介護	2	3		
		介護予防	1	1		
	小計	7	8			
	合計	88	89		<参考> 人口1万人当たり職員数 152.1人	
		[107]	[107]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	2人	9人	5人	9人	4人	11人	9人	12人	11人	17人		89人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	77	75	74	74	73	72	-5(-6.4%)
教育	13	13	9	8	8	9	-4(%)
消防							(%)
普通会計計	90	88	83	82	81	81	-9(-10%)
公営企業等会計計	8	8	7	7	7	8	(%)
総合計	98	96	90	89	88	89	-9(-9.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。